

災害に強いまちとひとづくり

◎地震から身を守るための 10 箇条

1 まず、我が身の安全を図る

何よりも大切なのは命。地震が起きたら、まず第一に身の安全を確保する。

2 素早く火の始末 慌てず、騒がず冷静に

「火を消せ！」とみんなで声を掛け合い、調理器具や暖房器具などの火を確実に消す。

3 出口を確保する

地震のときは、ドアや窓が変形して開かなくなることがある。ドアや窓を少し開けて、逃げ道を作ておく。特に、マンションや団地などは要注意。

4 火が出たらまず消火

「火事だ！」と大声で叫び、隣近所にも助けを求め、初期消火に努める。

5 外へ逃げるときは慌てずに

外へ逃げるときは、ガラスや瓦などの落下物に注意し、落ち着いて行動する。

6 狹い路地、塀ぎわ、崖、川べりに近寄らない

ブロック塀、門柱、自動販売機などは倒れやすいので、特に注意する。

7 山崩れ、崖崩れ、津波に注意する

山間部や海沿いの地域で揺れを感じたら、早めに避難態勢を。

8 避難は徒歩で、荷物は最小限にする

指定された避難場所へ徒歩で避難する。車やオートバイは使わない。

9 みんなが協力し合って応急救護

お年寄りや身体の不自由な人、けが人などに声を掛け、みんなで助け合う。

10 正しい情報をつかみ、余震に注意する

うわさやデマに振り回されない。ラジオやテレビなどで正しい情報を入手する。

京都市の防災危機管理体制

危機管理対策

地震や大雨等の自然災害をはじめ、新型インフルエンザ、感染症、更に大規模事故やテロなど、多数の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は、生じるおそれがある緊急の事態に迅速かつ的確に対応し、被害の発生防止及び軽減を図るために、危機管理体制を構築しています。

危機管理の理念

- ① 危機の未然防止に努める。
- ② 危機の発生に対し、迅速に対応する。
- ③ 危機の発生に対し、最も実効性のある対応体制を構築する。
- ④ 危機の推移に応じ、柔軟に対応体制を移行する。
- ⑤ 関係局等及び関係機関との連携を図る。

危機管理業務の執行体制

・危機管理監

危機管理に係る権限の行使及び総合調整を行う職として、危機管理監を置いています。

・行財政局理事

平成26年度から区役所・支所との連携を強化するために、行財政局理事を置いています。

・防災危機管理室

災害及び危機管理事象に関する事務を一体的に運用し、総合的な防災危機管理を行うため、行財政局に防災危機管理室を設置しています。

各局の庶務担当部長及び各区支所の地域力推進室長等を防災危機管理室の兼職又は併任の担当部長とし、危機事象発生時における情報の収集及び伝達、危機管理本部又は災害対策本部との連絡調整等、全庁体制で連携した取組を実施します。

危機のカテゴリー分類とレベル区分

危機をその態様に応じて3つのカテゴリーに分類するとともに、市民への影響の大きさに応じて危機レベルを3段階に区分し、危機の状況に応じて円滑に移行できる実効性と柔軟性を持った運用体制としています。

危機のカテゴリー

【カテゴリー1】⇒ 京都市地域防災計画で対応

自然災害

《地震、風水害、土砂災害等》

大規模な事故

《航空事故、鉄道事故、危険物等事故、林野火災、広域停電事故等》

【カテゴリー2】⇒ 京都市国民保護計画で対応

武力攻撃事態等

《弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃等》

緊急対処事態

《大規模なテロ等》

【カテゴリー3】⇒ 京都市危機管理基本計画で対応

カテゴリー1、2に該当しない災害、事故その他の緊急事態

《化学物質・細菌・放射性物質等の事故、生活用水の汚染、食品等への有害物質の混入、農作物に重大な影響を与える事故等》

危機レベル

レベル
3

危機の範囲及び市民への影響が
非常に大きい
【全庁体制により対応】

レベル
2

危機の範囲及び市民への影響が
比較的大きい
【関係局等が情報交換を行う等、連携して対応】

レベル
1

危機の範囲及び市民への影響が
比較的小さい
【主管局等による対応】

国民保護計画

■ 万一の武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を保護することを「国民保護」といいます。

■ 「国民保護計画」は、武力攻撃や大規模テロ等に際して、迅速かつ的確に国民保護に関する措置を行うため、避難や救援に関する事項、平素から備えておくべき事項などについて定めておくものです。

■ 京都市国民保護計画

国民保護法(平成16年9月施行)や京都府国民保護計画などに基づいて策定しました。この計画では、京都市の地理的・社会的特徴を考慮し、基本的人権の尊重や要配慮者等への支援をはじめとする国民保護措置に関する基本方針を定めています。

京都市国民保護計画の構成

第1編

【総論】

- 目的、市の責務、基本方針
- 市の地理的・社会的特徴
- 対象とする事態

など

第2編

【平素からの備えや予防】

- 避難、救援、情報伝達等の体制の整備
- 物資、資材等の備蓄
- 研修、訓練、啓発
- 要配慮者への支援体制の整備
- 観光旅行者等の保護

など

第3編

【武力攻撃事態等への対処】

- 実施体制、関係機関相互の連携
- 警報の通知、伝達
- 避難住民の誘導、救援
- 安否情報の収集、提供
- 生活関連等施設の安全確保
- 退避の指示、警戒区域の設定
- 文化財の保護

など

第4編

【復旧等】

- ライフライン施設の応急の復旧
- 国民保護措置に要した費用の支弁

など

第5編

【緊急対処事態(大規模テロ等)への対処】

- 緊急対処事態(大規模テロ等)における警報の通知、伝達

防災対策

平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)は、昭和23年に気象庁が震度階級を制定以降初めての震度7という地震であり、阪神・淡路地方を中心に死者6,434名、住家全半壊25万棟という大きな被害をもたらしました。

さらに、平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(震央は三陸沖130km付近で震源の深さ約24km、マグニチュード9.0)は最大震度7、広範囲に発生した津波によ

り、東日本の非常に広い地域に死者19,225名、行方不明2,614名、住宅の全半壊約400,000棟(被害状況は平成27年3月1日(総務省消防庁発表))という、私たちがかつて経験したことのない大きな被害をもらいました。

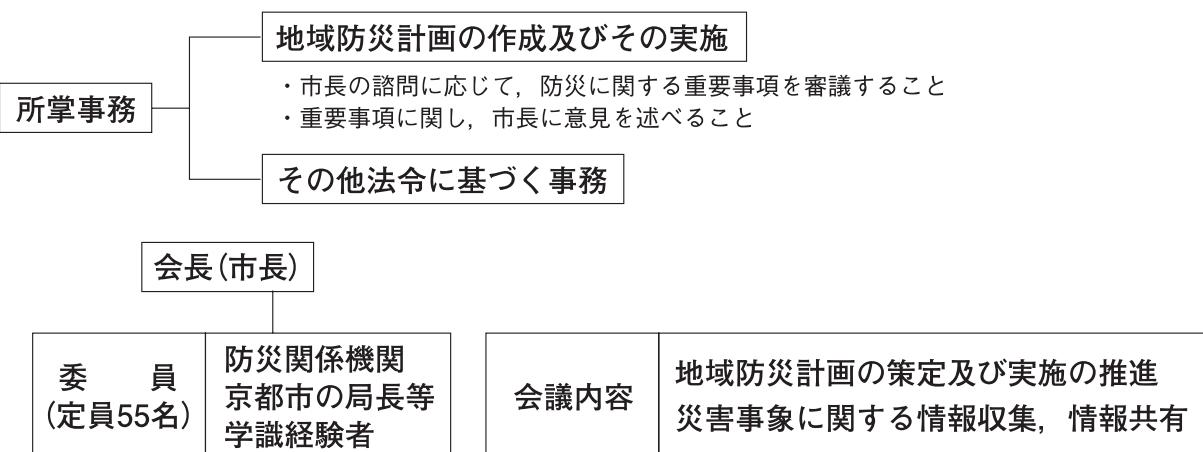
この大震災を新たな教訓として、これまで取り組んできた本市の防災対策を見直す防災対策総点検を実施しました。その結果、130項目を超える提言を受け、更なる防災対策の強化に取り組んでいます。



京都市防災会議

防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づき市町村が設置するものです。京都市では、昭和38年に京都市防災会議条例を制定し、市の附属機関として位置付け、京都市防災会議運営要綱に基づき運用しています。

また、各行政区には区防災会議を設置し、災害発生時における応急対策のほか、防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に取り組んでいます。

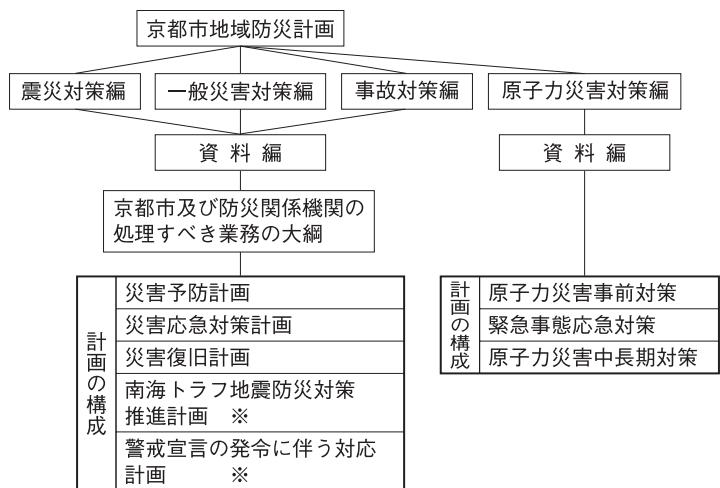
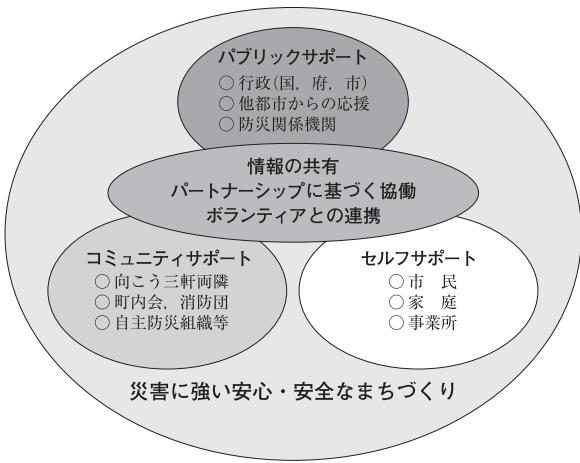


京都市地域防災計画

京都市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、京都市防災会議で策定しています。

この計画は、災害の防止と被害の軽減に向けた総合的な防災対策をまとめたもので、災害時における行政と市民の役割を明らかにし、地震災害をはじめ、台風や大雨など各種の災害に備えた計画としています。

本市が防災対策を進める基本理念として、自助(セルフサポート)、共助(コミュニティサポート)、公助(パブリックサポート)の役割を明らかにし、相互のパートナーシップ(信頼関係に基づく「協働」)により「災害に強い京都づくり」「安心して暮らせる住んで良かったと実感できる京都づくり」を目指し、地域特性に配慮した防災対策を進め、市民の皆さんと共に防災環境の整備を図っていきます。



災害対策

■ 震災対策

平成15年に策定した「京都市第3次地震被害想定」を踏まえ、大火災時に消火用水が不足する地域の解消、避難所となる学校施設の早期耐震化、市内全学区における自主防災組織の結成、全自主防災部における市民防災行動計画づくりなど、ソフト・ハードの両面から震災対策に取り組んでいます。

また、幅広いニーズに配慮した災害用備蓄物資の充実、地域住民主体での避難所運営のための避難所運営マニュアルの策定、観光都市・京都ならではの観光客等の帰宅困難者対策など、自助、共助、公助の基本理念の下、様々な震災対策を推進しています。

■ 水害対策

京都市防災会議専門委員会において、土砂災害警戒区域等(京都府指定)や、浸水想定区域(河川管理者指定)での警戒避難体制の整備等の水害対策を進めています。平成22年度には防災マップを改訂し、災害に関する情報等を市民に提供しています。加えて、平成27、28年度の2箇年で、新たに土砂災害ハザードマップを作成する予定です。

また、地下施設や要配慮者利用施設等の名称を地域防災計画に掲載して、洪水予報等の情報伝達を行うとともに、地下施設の管理者には避難確保計画などを作成していただくなどの取組を行っています。

さらに、水災情報システムを整備し、雨量、河川水位等の実況を把握するとともに、浸水が発生する時期、範囲、規模を予測して、災害対策本部等が行う水害対応活動の支援を行い、また、避難が必要な地域の自主防災会、地下施設等の管理者等に迅速に情報を提供するなど、的確な水害対策を図っています。

■ 原子力災害対策

福島第一原発事故の深刻な事態を教訓とし、万一の原子力災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、国の原子力災害対策指針に基づき、平成25年3月に「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」を策定しました。計画では、関西電力(株)大飯発電所から半径32.5km圏内を含む地域を「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」と定め、同地域における情報連絡体制の整備や防災訓練を実施するとともに、市内全域を対象とする環境放射線モニタリングや、原子力防災に関する市民啓発などの取組を推進しています。

緊急時防備措置を準備する区域(UPZ)	左京区：久多地域及び広河原地域 右京区：京北上弓削町の一部地域
---------------------	------------------------------------

主な震災対策事業	1 道路、橋りょう、公園等の整備
	2 備蓄物資、備蓄拠点の整備
	3 災害情報伝達体制の整備
	4 広域避難場所、避難所等の整備、避難所運営マニュアルの策定
	5 耐震型防火水槽等の整備
	6 観光客等の帰宅困難者対策
	7 総合防災訓練の実施
	8 公共施設の耐震診断
	9 防災知識の普及啓発
主な水害対策事業	1 気象、水位、雨量等の観測体制の整備
	2 排水機等の整備
	3 水防資器材の整備
	4 災害危険箇所の調査
	5 警戒避難体制、避難所等の整備
	6 災害情報伝達体制の整備
	7 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の周知
	8 防災マップの作成、配布
	9 水災情報システムの運用

主な原子力災害対策事業	1 UPZ内における避難計画の作成
	2 原子力防災訓練の実施
	3 情報の収集・連絡体制等の整備
	4 防災資機材等の整備
	5 原子力防災業務に携わる人材の育成
	6 環境放射線モニタリングの実施
	7 原子力防災に関する知識の普及と啓発

地震被害想定

■ 京都市第3次地震被害想定の概要

地震被害想定は、地震防災対策を進めていく上で基礎となるもので、本市では、昭和60年に関東大震災を典型とする火災延焼による人命被害を主とした第1次地震被害想定を策定しました。更に平成9年には、緊急の取組として、阪神・淡路大震災の被害実態を踏まえ、主として建物倒壊による被害を想定した第2次地震被害想定を策定し、それに基づく地域防災計画の全面改訂を平成10年に行い、地震防災対策の取組を進めてきました。

一方、平成6年度から平成7年度に作成した歴史地震のデータベース化に加え、平成7年度から平成13年度までに実施した活断層調査や平成10年度から平成14年度までに実施した地下構造調査などにより、京都盆地の3次元地下構造モデルを作成しました。

本市では、こうした地震対策調査の成果をいかして、精度の高い地震動予測を行い、平成15年10月に詳細な地震動予測とそれに基づく建物倒壊、火災延焼、ブロック塀倒壊等による人的被害を総合した「京都市第3次地震被害想定」を策定しました。

■ 京都市第3次地震被害想定の特徴

- ① 京都盆地3次元地下構造モデルに基づく精密な地震動予測
- ② 活断層調査を活用した9ケースの地震を想定
- ③ 建物倒壊、火災延焼、ブロック塀倒壊等による死者数の予測などの総合的な人的被害想定
- ④ 被害予測項目の飛躍的な拡充
- ⑤ 地理情報システムを活用し、行政区別、学区別のデータ等を地図情報に整理
- ⑥ 地震発災後の時系列によるシナリオ型の被害想定の導入



内陸型	花折断層地震
	桃山断層～鹿ヶ谷断層地震
	宇治川断層地震
	横原～水尾断層地震
	光明寺～金ヶ原断層地震
	有馬・高槻断層系地震
	黄檗断層地震
	琵琶湖西岸断層系地震
海溝型	南海・東南海地震
	(南海トラフ地震)

■ 各想定地震の被害総括表

想定地震		花折断層	桃山断層～鹿ヶ谷断層	宇治川断層	横原～水尾断層	光明寺～金ヶ原断層	有馬・高槻断層系	黄檗断層	琵琶湖西岸断層系	南海・東南海	南海トラフ*
地震規模（マグニチュード）		7.5	6.6	6.5	6.6	6.3	7.2	6.5	7.7	8.6 (モーメントマグニチュード)	9.0 (モーメントマグニチュード)
家屋被害	全壊（千棟）	117.8	49.1	12.1	13.5	1.8	8.3	10.8	28.7	0.3	7.6
	半壊（千棟）	44.3	23.0千棟	9.7	8.3	1.1	7.7	5.1	23.8	0.3	—
出火件数	(件)	26~96	16~59	12~44	11~40	5~18	9~32	5~17	14~51	5~18	—
焼失面積	(km ²)	0.26~1.11	延焼火災なし~0.68	延焼火災なし~0.49	延焼火災なし~0.46	延焼火災なし~0.19	延焼火災なし~0.32	延焼火災なし~0.21	延焼火災なし~0.65	延焼火災なし~0.20	—
人の被害	死者（千人）	3.3~5.4	1.5~2.2	0.3~0.7	0.4~0.7	0.1	0.1~0.5	0.3~0.5	0.2~0.8	0.1	0.5
	負傷者（千人）	111.9~163.4	45.2~68.6	20.9~32.4	22.9~38.5	1.6~2.9	5.0~7.9	8.8~14.8	32.2~49.1	0.1	8.9
ライフライン被害	水道	断水戸数（戸）	約52万	約36万	約32万	約28万	約11万	約22万	約16万	約33万	約11万
	電気	復旧所要日数（日）	約1.5ヶ月	約1ヶ月	約3週間	約3週間	約10日間	約2週間	約10日間	約3週間	約3週間
	通信	停電戸数（戸）	約147,000	約21,000	約26,200	約20,000	約5,700戸	約25,500戸	約6,400戸	約21,700戸	約600戸
	ガス	復旧所要日数（日）	約6	約4	約4	約4	約2	約4	約2	約4	約1
	被災加入数		68.8万	19.9万	10.7万	20.9万	6.7万	9.8万	2.7万	19.0万	(ほとんど被害無し)
	通信	復旧所要日数（日）	約50	約20	約15	約30	約10	約15	約5	約20	—
被橋障害梁	重要路線に架かる橋梁	20橋	12橋	11橋	7橋	1橋	6橋	1橋	3橋	0橋	—
	その他の橋梁	29橋	23橋	19橋	8橋	4橋	12橋	2橋	4橋	1橋	—
	避難所への避難者数（10時間）	293.6千人	156.0千人	134.6千人	118.2千人	23.8千人	110.8千人	41.1千人	140.7千人	33.4千人	—

*中央防災会議による想定

災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進する必要があるとき、若しくは大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときに、市長を本部長とする京都市災害対策本部を設置するとともに、関係行政区には区長・担当区長を本部長とする区・支所災害対策本部を設置します。そして、京都市災害対策本部要綱に定める各局区等の任務分担に基づき、災害の予防対策、応急対策及び復旧活動を総合的に調整するとともに、その迅速・的確な実施を図ることとしています。

なお、京都市災害対策本部を設置する前段階として、大雨・洪水注意報等が発表されたときなどに災害警戒本部を設置しています。



総合防災訓練

防災に従事する職員と防災関係機関との連携を図るとともに、市民参加による総合的な防災訓練を実施し、災害に強いひとづくり、災害に強い防災体制づくりを推進しています。

京都市総合防災訓練は、昭和62年度からは各行政区を輪番制にし、地震災害を想定して実施しています。更に平成12年度からは地域発災対応型の訓練に取り組み、住民、地域防災関係機関、行政のそれぞれの災害対応力の向上を目指し、より実践的な訓練を推進しています。



平成26年度の総合防災訓練の状況

訓 練 の 主 な 内 容	1 住民主体訓練 避難所運営訓練、福祉避難所運営訓練、要配慮者搬送訓練、市民用消火栓放水訓練、安心救急ステーション訓練、応急救護訓練、初期消火訓練、救出救護訓練、負傷者搬送訓練、災害用トイレ設営訓練	訓練 参 加 機 関	京都市(環境政策局、行財政局、総合企画局、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局、建設局、交通局、上下水道局、教育委員会、東山区役所、消防局、東山消防署、東山消防団、機甲分団、応急救護分団)
	2 帰宅困難者対策訓練等 帰宅困難者対策訓練、外国人支援センター運営訓練、帰宅支援ステーション訓練		京都地方気象台、近畿地方整備局、陸上自衛隊、京都府警察本部、東山警察署、西日本電信電話(株)、日本赤十字社、関西電力(株)、大阪ガス(株)、一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都府トラック協会
	3 文化財訓練 文化財防災訓練、文化財延焼防止システムによる放水訓練、大火災防御訓練		自主防災組織、社会福祉法人京都市・東山区社会福祉協議会、東山区内事業所の自衛消防隊等(36事業所)、その他協力機関、団体
	4 関係機関による訓練 京都市災害ボランティアセンター及び東山区災害ボランティアセンター運営訓練、大規模災害対応訓練、大火災防御訓練		
	5 防災体験・啓発 防災展示ブース、災害伝言ダイヤル操作訓練、水中歩行・ドア開放訓練、こども用消防車展示、クイズスタンプラリー、免震車・起震車体験		

京都市防災水利構想

阪神・淡路大震災のような大規模な地震災害では、ライフラインが絶たれ、特に水の不足は、被災した人々に苦しい生活を強いる結果となりました。「京都市防災水利構想」は、この教訓をいかすために消火用水、生活用水（飲料水・生活雑水）及び医療用水など、大規模災害時に必要となる防災水利「命の水」を確保することを、防災対策の重要課題として、平成14年3月に策定したものです。

海や湖を持たない京都市では、災害の発生に備え、あらゆる水利を有効に活用し、地域特性や利水目的に応じて効率的かつ効果的に防災水利を確保することが必要なため、この構想では、防災水利構想に関する長期的展望に立った取組の基本方針と、防災水利整備のための多様な方策の提案などを含む総合的なビジョンを示しています。

環境防災水利整備計画

本市では、防災水利構想を推進するため、平成16年3月に「京都市環境防災水利整備計画」を策定しました。これは身近にあるあらゆる水を、平常時は市民の皆さんのが水に親しむことができる環境の水として、地震などの災害時には消火用水、生活用水（飲料水・生活雑水）及び医療用水として、利用可能な水利整備を行うものです。

自助・共助・公助の役割分担において、短期・中期・長期の年次計画のなかで具体的な水利整備を進めています。

災害時協力井戸

阪神・淡路大震災では、水道施設の復旧に、3箇月を要しました。水道が断水したときに役立ったのは、地下水や河川、ため池など、自然の水でした。井戸水を使って、飲み水や消火用水などを確保したり、川の水で洗濯を行ったり、池の水をトイレの水に利用したりと、様々な場面で住民の避難生活を支えることとなりました。

京都市では、市民の皆さんのが所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録し、大震災などの災害時に地域の皆さんへ井戸水を提供していただく制度を創設し、地域における生活用水などの確保を目指しています。



平成16年度以降、多くの市民の皆さんや事業所などから、協力の申し出があり、「災害時協力井戸」として、626件（平成27年3月31日現在）登録があります。御協力をいただく家庭や事業所等には、玄関先など目の触れやすい場所に「災害時協力井戸の家」の標識を取り付けていただくなど、これらの情報を地域に提供していくこととしています。

京都市防災マップ

大地震や洪水など災害から命を守るために、あらかじめ災害の危険性を知り、家庭や地域などで、避難場所について話し合っておくなど、日頃からの災害に対する備えが大切です。

京都市では、地震による揺れや河川が氾濫したときの浸水の想定される区域、災害に関する基礎知識など災害に関する情報や、避難先や避難方法など安全に関する情報を掲載した防災マップを作成しました。

防災マップは、消防団や自主防災会など、地域の防災リーダーへの防災研修会等において活用し、災害発生の過程や避難時の心得など防災の基礎知識を深めていただくことにより、地域の防災力の向上を図り、地域の主体的な行動を支援しています。

なお、京都市防災マップは、京都市防災危機管理情報館（京都市防災ポータルサイト）で公開しています。

備蓄体制

京都市では地震など大規模災害時等に、自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から災害時に備えて、各家庭や事業所等において3日分以上(7日分以上が望ましい。)の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄を推進することとしています。

一方で、大規模災害時等には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者の発生や在宅避難者の中にも炊事ができない方の発生が想定されるほか、京都市への観光客の多くが一時避難されることも想定されるため、平成25年度に「京都市備蓄計画」を策定し、これらの方々に対しても、今までの避難者への備蓄に加えて災害応急救助物資(アルファ化米、飲料水、粉ミルク(アレルギー対応含む。)、毛布、仮設トイレ等)の備蓄を図ることとしました。

平成27年3月末現在、市内23箇所(北区総合庁舎、東北部クリーンセンター、上京消防署、左京区総合庁舎、岩倉東公園、消防局本部庁舎、京都御池創生館、東山区総合庁舎、山科区総合庁舎、ひと・まち交流館京都、京都市市民防災センター、京都市創業支援工場、京都アクアリーナ、右京区総合庁舎、京北合同庁舎、西京区総合庁舎、洛西総合庁舎、物品センター、災害物資搬送センター、伏見区総合庁舎、神川出張所、深草総合庁舎、醍醐総合庁舎)の拠点備蓄倉庫及び市立学校の余裕教室等を活用した学校備蓄倉庫(70箇所)に災害応急救助用物資を備蓄しているほか、観光客等帰宅困難者対策における緊急避難広場(16箇所)及び福祉避難所(7箇所)の協力を得て、災害応急救助用物資の備蓄を順次推進しています。



洛西総合庁舎備蓄倉庫
(拠点備蓄倉庫)



京都市災害物資搬送センター
(拠点備蓄倉庫)



災害用仮設トイレ(組立式)

避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域にある市民に対して避難のための立退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図るため、避難計画を定めています。

避難計画の合理的運用を図るため、市内を広域避難地域と任意避難地域とに区分するとともに、指定緊急避難場所をあらかじめ指定しています。また、地震被害が発生した場合に、迅速な避難活動が実施できるよう、自主防災組織等の訓練や指導を通じて、避難場所や避難方法等について周知し、避難体制の確立を図っています。

指定緊急避難場所	広域避難場所	広域避難地域内において、地震に伴う大火災等の二次災害の危険などから地域住民の生命の安全を確保できる場所
	避難救助拠点	任意避難地域内において、地震に伴う大火災等の二次災害が発生した場合、山間部、都市周辺部の住民に対し災害情報の伝達、収集、応急救護活動などを行う場所

京都市における災害応急救助用物資の備蓄状況

(平成27年3月31日現在)

行政区	備蓄倉庫名称	倉庫種別	食料・水		生活必需品				仮設トイレ								
			アルファ化米	お粥	補助食料	粉ミルク	飲料水	毛布	簡易毛布	使い捨て哺乳瓶	紙おむつ(大)	紙おむつ(小)	トイレットペーパー	マンホール利用型	貯留式	簡易トイレ	凝固剤
北区	北区総合庁舎	拠点															
	東北部クリーンセンター	拠点				○					○	○					
	待鳳小学校	学校				○						○	○				
	紫明小学校	学校				○						○	○				
	衣笠中学校	学校				○						○	○				
上京区	上京消防署	拠点				○							○	○			
	京極小学校	学校	○	○		○	○				○						
	上京老人デイサービスセンター	福祉	○			○	○		○					○			
	正親小学校	学校				○						○	○				
	翔鶯小学校	学校				○						○	○				
	上京中学校	学校				○						○	○				
	北総合支援学校	学校				○						○	○				
左京区	左京区総合庁舎	拠点	○									○	○				
	岩倉東公園	拠点	○			○						○	○				
	修学院第二小学校	学校	○	○		○	○		○								
	岡崎中学校	学校				○						○	○				
	養徳小学校	学校				○						○	○				
	岩倉北小学校	学校				○						○	○				
	葵小学校	学校				○						○	○				
	近衛中学校	学校				○						○	○				
	修学院小学校	学校				○						○	○				
	消防局本部庁舎	拠点			○							○	○				
中京区	京都御池創生館	拠点	○			○	○					○	○				
	松原中学校	学校	○	○		○	○		○								
	御池老人デイサービスセンター	福祉	○			○	○		○				○				
	朱雀中学校	学校				○						○	○				
	北野中学校	学校				○						○	○				
	中京中学校	学校				○						○	○				
	朱雀第六小学校	学校				○						○	○				
	東山区総合庁舎	拠点	○			○						○	○				
東山区	清水寺	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	高台寺	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	真宗大谷派(東本願寺)	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	八坂神社	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	八坂女紅場学園	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	京都国立博物館	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	東福寺	帰宅困難		○	○	○											
	智積院	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	東山老人デイサービスセンター	福祉	○			○	○		○				○				
	東山泉小学校(西学舎)	学校	○	○		○	○				○						
山科区	新道小学校	学校				○						○	○				
	月輪小学校	学校				○						○	○				
	山科区総合庁舎	拠点	○														
	山科老人デイサービスセンター	福祉	○			○	○		○				○				
	大塚小学校	学校	○	○		○	○				○						
下京区	大宅小学校	学校	○	○		○	○				○						
	山階小学校	学校				○						○	○				
	勧修小学校	学校				○						○	○				
	音羽小学校	学校				○						○	○				
	ひと・まち交流館 京都	拠点	○			○						○					
	西日本旅客鉄道㈱ 京都支社	帰宅困難		○	○	○						○	○				
	近畿日本鉄道㈱	帰宅困難		○	○	○					○		○				
	浄土真宗本願寺派(西本願寺)	帰宅困難		○		○					○		○				
	京都市薬浜老人短期入所施設	福祉	○			○	○		○		○		○				
	洛友中学校	学校				○						○	○				
伏見区	醒泉小学校	学校				○						○	○				
	西大路小学校	学校				○						○	○				
	下京中学校	学校				○						○	○				
	伏見区総合庁舎	拠点	○														
	桂小学校	学校	○	○		○	○					○					
	大枝小学校	学校	○	○		○	○					○					
	嵐山東小学校	学校										○					
	竹の里小学校	学校										○					
	新林小学校	学校										○					
	川岡小学校	学校										○					
西京区	洛西総合庁舎	拠点	○														
	西京区総合庁舎	拠点	○														
	桂小学校	学校	○	○		○	○					○					
	大枝小学校	学校	○	○		○	○					○					
	嵐山東小学校	学校										○					
	竹の里小学校	学校										○					
	新林小学校	学校										○					
	川岡小学校	学校										○					
	物品センター	拠点	○									○					
	災害物資搬送センター	拠点										○	○			○	○
	深草総合庁舎	拠点	○									○					
	醍醐総合庁舎	拠点	○									○					
	伏見区総合庁舎	拠点										○					
	神川出張所	拠点	○									○					
	醍醐老人デイサービスセンター	福祉										○					
	稻荷小学校	学校	○	○		○	○					○					
	向島南小学校	学校	○	○		○	○					○					
	明親小学校	学校	○	○		○	○					○					
	吳竹総合支援学校	学校	○	○		○	○					○					
	砂川小学校	学校										○					
	向島二の丸小学校	学校										○					
	池田小学校	学校										○					
	小栗橋小学校	学校										○					
	向島藤の木小学校	学校										○					
	伏見住吉小学校	学校										○					
	納所小学校	学校										○					
	桃山南小学校	学校										○					
	春日野小学校	学校										○					
	美豆小学校	学校										○					
	深草小学校	学校										○					
	桃陵中学校	学校										○					

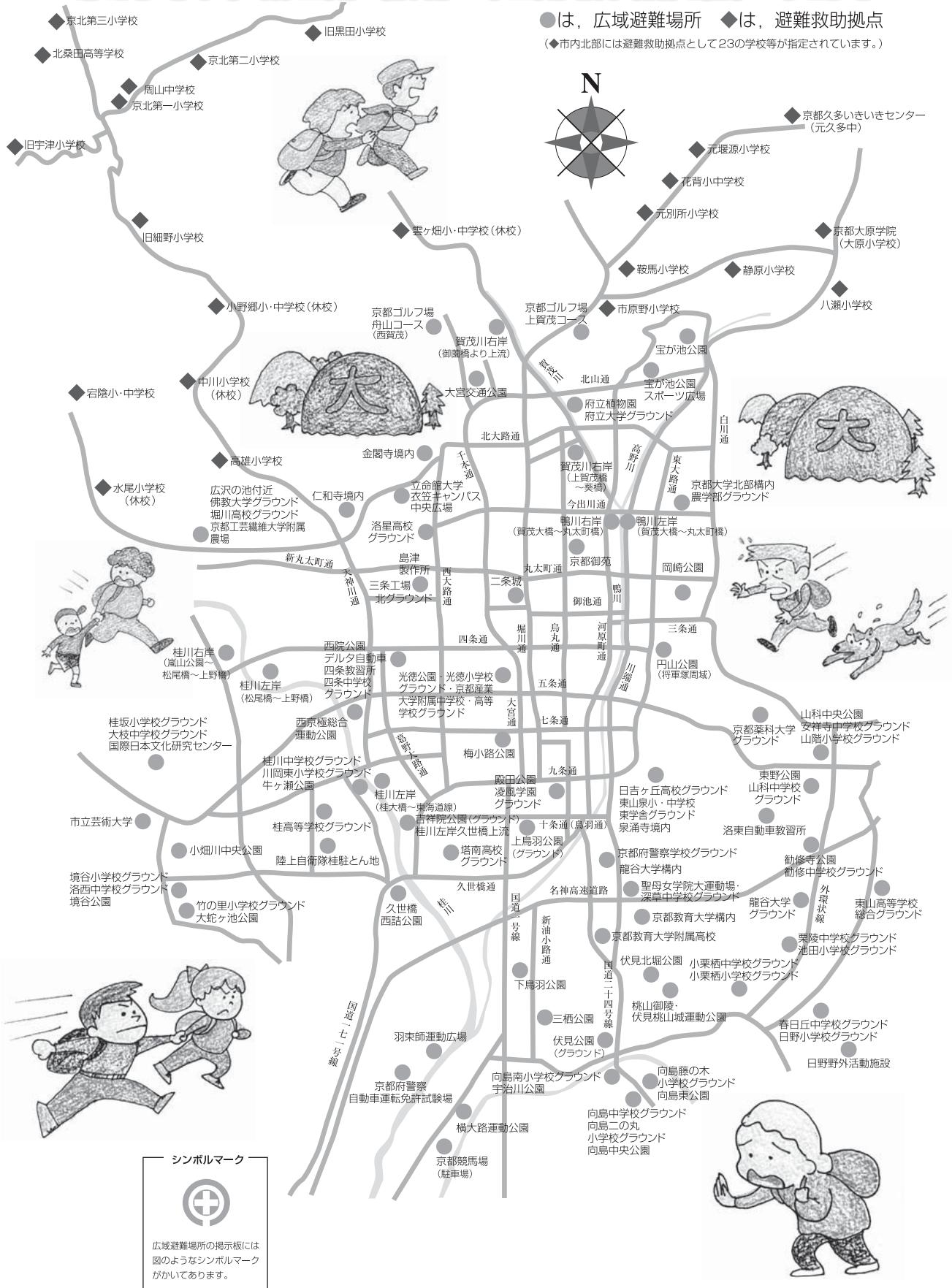
広域避難場所

1 京都ゴルフ場舟山コース(西賀茂)	25 龍谷大学グラウンド	49 栗陵中学校グラウンド 池田小学校グラウンド
2 賀茂川右岸(御薙橋より上流)	26 勧修寺公園 勸修中学校グラウンド	50 春日丘中学校グラウンド 日野小学校グラウンド
3 大宮交通公園	27 梅小路公園	51 日野野外活動施設
4 賀茂川右岸(上賀茂橋～葵橋)	28 殿田公園 凌風学園グラウンド	52 向島南小学校グラウンド 宇治川公園
5 金閣寺境内	29 上鳥羽公園(グラウンド)	53 向島中学校グラウンド・向島二の丸 小学校グラウンド・向島中央公園
6 立命館大学衣笠キャンパス中央広場	30 吉祥院公園(グラウンド) 桂川左岸久世橋上流	54 向島藤の木小学校グラウンド 向島東公園
7 洛星高校グラウンド	31 塔南高校グラウンド	55 久世橋西詰公園
8 仁和寺境内	32 陸上自衛隊桂駐屯地	56 宝が池公園スポーツ広場
9 京都ゴルフ場上賀茂コース	33 桂川左岸(桂大橋～東海道線)	57 伏見北堀公園
10 鴨川右岸(賀茂大橋～丸太町橋)	34 西京極総合運動公園	58 小畠川中央公園
11 京都御苑	35 西院公園・デルタ自動車四条教習所 四条中学校グラウンド	59 境谷小学校グラウンド・洛西中 学校グラウンド・境谷公園
12 府立植物園 府立大学グラウンド	36 桂川左岸(松尾橋～上野橋)	60 竹の里小学校グラウンド 大蛇ヶ池公園
13 宝が池公園	37 桂川右岸 (嵐山公園～松尾橋～上野橋)	61 桂坂小学校グラウンド・大枝中学校グラ ウンド・国際日本文化研究センター
14 京都大学北部構内農学部グラウンド	38 広沢の池付近・佛教大学グラウンド・堀川高校グラ ウンド・京都工芸繊維大学附属農場	62 市立芸術大学
15 鴨川左岸(賀茂大橋～丸太町橋)	39 桂高等学校グラウンド	63 羽束師運動広場
16 岡崎公園	40 桂川中学校グラウンド・川岡東小学 校グラウンド・牛ヶ瀬公園	64 京都府警察自動車運転免許試験場
17 二条城	41 京都府警察学校グラウンド 龍谷大学構内	65 横大路運動公園
18 島津製作所三条工場北グラウンド	42 京都教育大学附属高校	66 京都競馬場(駐車場)
19 円山公園(將軍塚周域)	43 京都教育大学構内	67 京都薬科大学グラウンド
20 日吉ヶ丘高校グラウンド・東山泉小中 学校東学舎グラウンド・泉涌寺境内	44 桃山御陵・伏見桃山城運動公園	68 聖母女学院大運動場 深草中学校グラウンド
21 山科中央公園・安祥寺中学校グラ ウンド・山階小学校グラウンド	45 伏見公園(グラウンド)	69 光徳公園・光徳小学校グラウンド・京都產 業大学附属中学校・高等学校グラウンド
22 東山高等学校総合グラウンド	46 下鳥羽公園	計 69箇所
23 東野公園 山科中学校グラウンド	47 三栖公園	
24 洛東自動車教習所	48 小栗栖中学校グラウンド 小栗栖小学校グラウンド	

避難救助拠点

1 小野郷小・中学校(休校)	9 鞍馬小学校	17 京北第二小学校
2 雲ヶ畠小・中学校(休校)	10 静原小学校	18 京北第三小学校
3 中川小学校(休校)	11 市原野小学校	19 北桑田高等学校
4 京都久多いきいきセンター(元久多中)	12 八瀬小学校	20 京北第一小学校
5 元堰源小学校	13 宮陰小・中学校	21 周山中学校
6 元別所小学校	14 水尾小学校(休校)	22 旧細野小学校
7 花背小中学校	15 高雄小学校	23 旧宇津小学校
8 京都大原学院(大原小学校)	16 旧黒田小学校	計 23箇所

京都市広域避難場所・避難救助拠点一覧図



自主防災組織の育成及び市民防災指導

自主防災組織

大地震や水害などの大規模な災害が発生したときに、これらの災害による被害を防止し、軽減するためには、日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど、地域住民の皆さんによる組織的な防災活動を行うことが大切です。

このため、消防局では自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

京都市では、昭和34年から昭和36年頃にかけて住民による防火の組織として、自主防火町が市内全域で結成されました。自主防災組織は、この自主防火町制度を火災だけでなく、地震等の災害にも対応できるよう発展させ、おおむね学区を単位に自主防災会を、町内会を単位に自主防災部を結成したものです。

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに、地域のコミュニティ組織、事業所の自衛消防隊、防災関係機関と一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

自主防災会活動

自主防災会では、各自主防災会の規約や自主防災会で定めた防災計画に基づき、防火・防災知識の普及啓発、地域の安全点検、防災訓練の実施など、様々な活動が行われています。

自主防災組織の設置状況 (平成27年4月1日)

行政区	区分	自主防災会数	自主防災部数
北	19	532	
上京	17	695	
左京	27	670	
中京	23	714	
東山	11	323	
山科	13	351	
下京	23	613	
南	15	377	
右京	27	670	
西京	17	250	
伏見	35	1,139	
計	227	6,334	



自主防災上級研修・ 自主防災リーダー養成研修

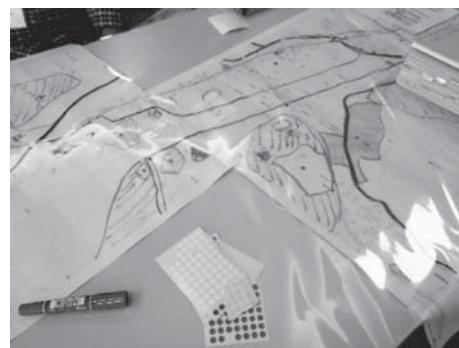
自主防災組織の災害対応力を強化するため、いざというとき、町内での初動活動の中心となる人材を養成する「自主防災リーダー養成研修」を平成10年度から平成25年度まで実施し、延べ20,749人を養成しました。

また、自主防災組織の役員等を対象に、地域の防災活動の指導的役割を担う人材を育成する「自主防災上級研修」を平成24年度から実施しています。

自主防災上級研修実施状況

年 度	研修実施回数	受 講 人 数
平成24年度	2	156
平成25年度	2	131
平成26年度	3	138
計	7	425

※受講人数に再受講は含まない。



自主防災組織用器材の整備

京都市では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、早期に救出救護活動を実施するには、各種防災器材の整備が必要であることから、全自主防災会に対して、救出救護器材とそれを収納する防災器材格納庫を配備しました。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
バール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が選択した器材	
シート	2		



救出救護用器材及び防災器材格納庫

事業所と地域(自主防災会)との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所(企業)は、自助の観点から事業所防災を推進していくとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため、平成10年度から、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性をいかし、その力を發揮していただくよう、事業所と自主防災会との連携を図る取組を推進しています。

これまで事業所と自主防災会とが応援協定を締結し、連携が図られている例としては、事業所側からの防災活動の応援、防災活動(救出救護、消火、給食給水)用資器材の提供、食料・飲料水の提供、避難場所の提供などがあります。また、自主防災会側からも高齢者福祉施設の入所者に対する避難誘導支援などの例があります。さらに、防災訓練や研修を通じて、締結内容がより実効性のあるものにするとともに、相互の信頼関係を構築されています。



事業所の井戸水を活用した消火訓練

事業所と自主防災会との連携

(平成27年4月1日)

協力体制件数	138
参画事業所数	185
参画自主防災会数(延べ)	167

身近な地域の市民防災行動計画と防災行動マニュアルの策定

阪神・淡路大震災では、閉じ込めや下敷きになった多くの方々のうち、ほとんどの方が御近所の顔見知りの人に救出され、また、地震による火災の被害を最小限にとどめたのも、日頃からの連帯が強い地域でした。災害が起こったときに大きな力を発揮するには、家庭や地域のつながりが大切であることが東日本大震災でも明らかになっています。

消防局では、顔見知りの町内単位で構成されている自主防災部の皆さん自らが、自分たちの町の防災について考え、話し合い、その内容を行動計画としてまとめた町内版の地域防災計画である、身近な地域の「市民防災行動計画」づくりを平成12年度から推進し、ほぼ全ての自主防災部において行動計画が策定されました。平成27年度からはより広域的な防災行動計画となる自主防災会の防災行動マニュアルの策定を推進し、いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進します。

【防災行動マニュアル策定の流れ】



京都学生消防センター

「大学のまち・京都」の特性をいかした学生による登録制の消防センター制度として平成19年12月に創設しました。学生に対する防火及び防災に関する知識と技能の普及を図るとともに、大規模災害の発生時には、自主防災組織と共に応急救護活動等を行うことを目的としています。



防火・防災指導

市民一人一人が自らの安全についての意識を持ち、火災や地震などの災害や家庭内の事故などに対し、適切に対応する知識や技術を身に着けていただき、災害に強いひとりづくりを進めるため、自主防災組織、事業所、少年消防クラブ、子ども会、老人クラブ、その他の各種団体等をはじめとした全ての市民を対象に、防火・防災指導や応急手当等の普及啓発等を行っています。

市内各所において、あらゆる機会を通じて、消火器の取扱いや地震の体験、講習会などを開催し、火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の指導を行っています。

防火・防災指導の実施状況 (平成26年度中)

指導項目	区分	実施回数	参加人員
講習会		869	29,286
映画会		30	1,438
防火・防災訓練		3,033	194,436
見学会・展示会		199	16,720
防火・防災のつどい		44	3,306
パレード		7	1,128
広報		190	—
その他		319	21,199

応急手当等の普及啓発

目の前で人が倒れた場合、そこに居合わせた人がすぐに応急手当を始めれば、救命率は向上します。一人でも多くの市民の皆様に応急手当の知識や技術を身に付けていただくため、救命講習会を開催しています。

平成16年7月に、一般市民によるAED(自動体外式除細動器)の使用が認められたことから、AEDの使用方法等を含めた「普通(上級)救命講習」や「応急手当普及員講習」を実施しています。また、平成24年4月に、小学5・6年生を受講対象とした「救命入門コース」を創設しました。さらに、平成26年2月に、中学生・高校生を受講対象とした「e-ラーニングを活用した普通救命講習」を開始しました。

本市では、平成16年度に「いざというときに応急手当のできる人づくり推進計画」を策定するとともに、応急手当の普及啓発を積極的に推進しており、平成27年3月末で救命講習修了者は42万人を超えるました。また、AEDの設置促進のための事業所間ネットワークである「安心救急ネット京都」や救急事故発生時に通報の支援や応急手当をしていただく「安心救急ステーション」とも連携を図りながら、応急手当の普及啓発をより一層推進します。

講習の実施状況

(平成26年度中)

指導項目	区分	実施回数	受講者数
応急手当普及員講習		34	521
普通救命講習		1,567	36,980
上級救命講習		59	971



安心救急ステーション標章



AEDマーク

市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し、安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力をたたえ、次の区分により表彰を行っています。

◇ 自主防災会等表彰

自主防災活動等の実践について著しく努力し、功績のあった自主防災会、自主防災部等

◇ 自主防災活動推進功労者表彰

自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

◇ 防災功労者表彰

自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

◇ 事業所表彰

自主防火管理の実践について著しく努力し、顕著な成果のあった事業所

【市民消防表彰の状況】

(平成26年度中)

表彰区分	自主防災会	自主防災部	推進功労者	防災功労者	事業所
表彰数計	34	150	36	22	51

市民防災センター

災害から生命や暮らしを守るために、市民の皆さん一人一人が、普段から我が家、我がまちを災害から守るという心構えを持ち、災害に強いまちづくり、ひとつづくりに努めることが大切です。

市民防災センターは、市民の皆さんに、災害の疑似体験を通じて、防災に関する知識や技術を身に着けていただき、防災行動力の向上を図ることを目的とした施設として、平成7年9月1日に開館し、平成26年3月には都市型水害に関する内容を充実させました。

市民防災体験の科目と内容

■ 体験プログラム

映像体験室	京都の地震をはじめとした各種災害の歴史や恐ろしさ等について紹介します。
地震体験室	震度1から7までの横揺れを体験し、地震発生時の心構えと日頃の備えについて考えいただきます。
消火訓練室	モニターに火災の映像を映写し、訓練用の消火器や屋内消火栓で消火します。
総合訓練室	物品販売店舗やホテル、共同住宅など様々に設定できる模擬建物内で火災発生時の、一連の行動手順について総合的に訓練します。
強風体験室	強風発生装置により、風速32メートルの強風下における行動の困難性を体験し、自然災害について紹介します。
避難体験室	ホテル火災をリアルに再現し、普段経験できない煙の中の避難行動を体験します。
都市型水害体験コーナー(4Dシアター迫りくる地下街の恐怖)	4D(立体映像+座席振動)で地下街への浸水の恐怖を表現し、水災害が予測されるときの行動について考えいただきます。
くらしの安全コーナー(応急手当体験)	救急訓練人形を使用して、応急手当の要領を実習します。



市民防災センター



地震体験室

■ 自由体験コーナー

- ・都市型水害体験コーナー(アンダーパスの危険性)
- ・キッズ・ファイヤーランド
(出動!! こども消防隊、消防士に大変身!!)
- ・消防ヘリコプター
(シミュレーター・エアレスキューバイロット)
- ・くらしの安全コーナー(住宅用火災警報器普及啓発)
- ・防災行動体験コーナー・なんでも消防情報館
- ・通報訓練コーナー



4Dシアター　迫りくる地下街の恐怖

防火・防災指導

「防災週間」や「防災とボランティア週間」、学校等の休み期間中に、講演会や防災フェア等のイベントを開催し、防火・防災思想の普及啓発を図っています。

防火・防災イベント

(平成26年度中)

ゴールデンウィーク防災フェスタ2014	平成26年4月26日～5月6日
災害に強いまちづくり講座(Ⅰ)	平成26年6月28日・7月6日
BOSAIサマーフェスタ2014	平成26年8月5日～8月17日
防災展／救急展(防災週間・救急医療週間)	平成26年8月30日～9月15日
災害に強いまちづくり講座(Ⅱ)	平成26年9月27日
災害に強いまちづくり講座(Ⅲ)	平成26年11月1日・11月9日
園児の描く消防の図画展示会	平成26年11月～平成27年2月までの土・日(計9回)
冬休みこども防災アニメ大会	平成26年12月13日～平成27年1月6日
防災フェア2015(防災とボランティア週間)	平成27年1月15日～1月25日
3.11きずな・京都一大震災を教訓に－	平成27年3月3日～3月11日
BOSAIスプリングフェスタ2015	平成27年3月24日～4月5日

各種講習

事業所における防火管理・防災管理に必要な知識や技能を習得していただくための講習や、応急手当普及の一翼を担っていただく方を養成するための講習を実施しています。

- 甲種防火管理講習(新規講習・再講習)
- 乙種防火管理講習
- 防災管理講習(新規講習・再講習)
- 防火・防災管理講習(新規講習・再講習)
- 自衛消防業務講習(新規講習・再講習)
- 防火対象物点検資格者講習(本講習・再講習)
- 防災管理点検資格者講習(新規講習・再講習)
- 防火・防災管理業務受託法人等教育担当者講習
- 応急手当普及員講習(本講習・再講習)
- 普通救命講習
- 上級救命講習